省　令

○厚生労働省令第二十三号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年第百六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

第一条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第八号ロ中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に、「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附　則

この省令は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

総務大臣　山本　早苗

政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
改革結集の会	村岡　敏英	小熊　慎司	東京都港区南青山一―二二―二	二七、一二、二一

（支部の数）

五

（支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）
改革結集の会衆議院山梨県第1選挙区支部	山梨県甲府市徳行二―一六―一八	山梨県第1選挙区

○

（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）

号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を、「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

第二条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七号ロ及び第四十三条第八号ロ中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附　則

この省令は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

○総務省告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

総務大臣　山本　早苗

㈠　政党

政治団体の名称	異動事項		異動年月日
改革結集の会衆議院福島県第4選挙区支部	主たる事務所の所在地	福島県会津若松市東栄町四―一七	○
改革結集の会衆議院愛知県第12選挙区支部	主たる事務所の所在地	愛知県岡崎市上六名三―一三―一三	○
改革結集の会衆議院埼玉県第14選挙区支部	主たる事務所の所在地	埼玉県第14選挙区	○
改革結集の会衆議院秋田県第3選挙区支部	主たる事務所の所在地	秋田県第3選挙区	○
維新の党	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区島之内一―一七―一六	二七、一二、三一
	会計責任者の氏名	東　徹	
おおさか維新の会	代表者の氏名	松井　一郎	二七、一二、一三
日本のこころを大切にする党	政治団体の名称	日本のこころを大切にする党	二七、一二、二一
日本を元気にする会	主たる事務所の所在地	東京都新宿区四谷四―一	東京都北区上十条二―二五―一四　二七、一二、三〇

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項		異動年月日
日本を元気にする会	代表者の氏名	新　旧	異動年月日
	松田　公太	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体　二八、一、一三
		公職の種類（第一号）	参議院議員

○総務省告示第四十八号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年二月十九日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	代表者の氏名	政党でなくなった年月日
日本を元気にする会	松田　公太	二八、一、一三